

基準④

ア 上乗せ排水基準（一日の平均排水量 50 m³ 以上 1,000 m³ 未満の特定事業場の上乗せ排水基準）

工場又は事業場		業種等		項目及び許容限度				
				BOD 又は COD(mg/L)		SS (mg/L)		
				日間 平均	最大	日間 平均	最大	
既設の工場 又は事業場	下水道処理区域に 所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)		20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	70	
	その他の区域に所 在するもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの		50	70	70	90	
		食料品製造業	畜産食料品製造業	乳製品製造業	20	30	50	60
				その他のもの	30	40	50	60
		水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、めん類製造業		30	40	50	60	
		飲料製造業	酒類製造業		30	40	50	60
			その他飲料製造業		20	30	50	60
		その他のもの(弁当製造業を除く。)		30	40	30	40	
		繊維工業		30	40	30	40	
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		70	90	50	60	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの		45	60	60	80	
		窯業・土石製品製造業		20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	100	150	
		旅館業		50	60	50	70	
		共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するもの		50	60	50	70	
		と畜場		30	40	40	60	
		下水道終末処理施設		—	20	—	70	
		し尿処理施設		—	30	—	70	
		その他のもの		20	25	30	40	
新設の工場 又は事業場	下水道処理区域に 所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)		20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	70	
	その他の区域に所 在するもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの		25	30	60	80	
		食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、飲料製造業	20	25	40	50	
				その他のもの(弁当製造業を除く。)	20	25	30	40
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		20	25	40	50	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの		20	25	50	70	
		窯業・土石製品製造業		20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	80	100	
		旅館業		25	30	40	60	
		共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するもの		25	30	40	60	
		下水道終末処理施設		—	20	—	70	
		し尿処理施設		—	20	—	70	
		その他のもの		20	25	30	40	

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、一日の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表において「既設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成 20 年 3 月 31 日に現に設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)をいい、「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成 20 年 3 月 31 日後において設置する工場又は事業場(同日において特定施設の設置の工事を行っているものを除く。)をいう。
- 3 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 8 号に規定する区域をいう。
- 4 この表において生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。